

看護闘争ニュース

速報

2008年10月31日

速報

村上優子さんの過労死裁判 大阪高裁で「勝利判決」

「控訴人(国)の請求を棄却する」。大阪高裁73号法定、大谷裁判長が判決文を読み終わると、優子さんのお父さんはこぶしをぐっと握り締め、傍聴席の支援者に笑顔を。優子さんの遺影を抱いていたお母さんも緊張の面持ちで判決を聞いていましたが、涙があふれていました。傍聴席は「完全勝利だ」の声とともに拍手が...

報告集会で弁護団は、判決文について「過労死ラインの80時間を超えていないが、量的・質的な看護労働の過重性が認められた。循環器疾患に対する高度・専門的医療・調査・研究を担っているセンター病院の身体的負担や精神的緊張の程度も大きい。その上に、村上さんが勤務していた脳神経外科病棟は、業務負担が高く、恒常

的な時間外勤務をせざるを得ない状況だった。夜勤や交替制勤務の過重性では、勤務シフト変更の勤務間隔度合い、勤務間隔、深夜勤務の頻度などから評価し、時間の長さだけでは測れない労働の過重性があった。日勤 深夜、準夜 日勤など勤務間隔が5時間程度しかなかったことを重視し、『勤務間隔の全部を睡眠に当てたととしても、最適な睡眠時間を確保することは不可能。村上さんが疲労回復のための十分な睡眠を取れなかった』と、労働の質に関わる過重性を総合的に判断する必要性を強調した判決文だった」と報告しました。

村上さんの判決は、まさに現在の看護労働全体の問題に共通する課題です。「完全勝利」まで力緩めず支援しましょう!

要請書

2008年10月30日、大阪高等裁判所は、看護師、亡村上優子さんの過労死について、厚生労働省が決定した「公務外認定」の取り消しを求める行政訴訟に対して、1月16日の「大阪地裁判決」を踏襲し、国側控訴棄却の判決を下しました。優子さんが亡くなられて、7年7ヶ月、ご両親が「公務災害申請」を行なわれて、6年と4ヶ月のたたかひの結果です。

同判決は、優子さんが勤めていた職場の労働の過重性、夜勤変則交替制労働の過重性、超過勤務・不払い労働の実態について検討を行い、今日の医療職場・看護労働の苛酷な実態に即して総合的な判断を行っています。その上で、同判決は、「亡優子の従事していた勤務の量的・質的過重性の負荷が、亡優子の有していた脳動脈瘤を、その自然を越えて増悪させたことによって本件発症に至ったというべきであり、本件発症の公務起因性を認めるべきである」とした、大阪地裁判決を確定させ、さらに「原告らは、被告に対し、国家公務員災害補償法に基く補償請求ができるというべきである」としました。

亡優子さんは、平成8年に国立の看護学校を卒業し、国立循環器病センターに就職され、「命を守る職場と業務」に誇りを持って働いていたにも関わらず、国と循環器病センターの「労働時間管理・業務管理・健康管理」の杜撰さにより、25歳の若さでなくなられました。遺族であるご両親は無念の思いとともに、責任の究明、二度と看護師の過労死をださせない、そのためにも医療職場を改善させなければならないという一心から、7年にわたるたたかひを続けてこられました。高裁判決が下された下で、これ以上、事態を引き伸ばすことなく早急に解決を図り、無用な苦しみと悲しみをご両親に与えないでください。

今日、医療職場の苛酷な労働実態と、医師・看護師不足による病院の閉鎖や縮小、救急体制・医療の崩壊が重大な社会問題となっています。国は、看護労働の改善・医療職場における労働災害を防ぐためにも、上告することなく、今回の判決を真摯に受け止められることを強く求めます。

2008年11月 日

厚生労働大臣 舛添要一 殿
法務大臣 森英介 殿

住所
氏名

<わたしの一言>

国に対して、「上告するな」の
要請ファックスの集中を!
(上告の期限は2週間。11月13日まで)
舛添要一 厚生労働大臣 宛
FAX・03-3502-4866

